

輸送の安全に関する施策

令和6年4月1日改正

乗務員は次のことを実践しなければならない。

1. 道路交通法を遵守
2. コメンタリー運転の励行「声に出して動作を行う。」
3. 指差し呼称「車内よし・前方よし・右よし・左よし」
 - ①青信号でもアクセルから足を離し左右の安全確認及び歩行者の有無を確認
 - ②横断歩道の手前ではアクセルから足を離し歩行者の有無を確認
 - ③横断歩道のない交差点で、優先道路を走行中であっても手前でアクセルから足を離し左右に車両・歩行者の有無を確認
 - ④乗客が着席するのを車内ミラーで確認
 - ⑤赤信号・一旦停止後、発進するときは車内、左右及び前方の安全確認
 - ⑥乗降後、発車するときは車内安全確認・左右及び前方に人の有無を確認
 - ⑦右左折の場合は前方、後方、左右の安全確認
 - ⑧シートベルトの着用アナウンスの徹底、DVDの放映
 - ⑨下回りの確認（錆の状況）
4. 輪留め確認
 - ①運転席を離れて乗降車するとき
 - ②駐車するとき
5. 後退時
 - ①左右のバックミラーで後輪の位置を確認すること
 - ②後方カメラで障害物・人の有無を確認する場合「見難い場合はバスを降りて目視する」
 - ③後退する場合はバックブザー10秒以上鳴らす
 - ④ハザードランプは必ず点滅させる。
 - ⑤バスガイド、ツーマン時は必ずバックの安全確認をさせること。
 - ⑥後退より前進優先
6. 高速道路は最高速度100キロ、一般道60キロ、専用道75キロ以下で走行すること。
7. 車間距離は渋滞時でも大型バス1台分の距離を保ち走行する。
8. 信号機
 - ①補助信号がある場合は青点滅及び赤になつたら止まる。
 - ②黄色信号は止まれ
9. 右折時
 - ①対向車があり右折レーンで停車している場合は、前方及び左側車線に車両の有無を確認。オーバーハングに注意してシフトは2速発進を励行する。
 - ②対向車がない場合は、充分減速して前方及びオーバーハングに注意し、シフトは3速で通過する。

10. 左折時

- ①左サイドミラーで後方のバイク、自転車、歩行者の有無を確認し、巻き込みに注意する。
 - ②交差点が狭い場合や左折側の幅員が狭い場合は、必ず徐行してシフト2速で通過する。
11. 乗降車させる場合、交差点の周辺、急な勾配及びカーブ付近は避けて安全な場所で行う
12. 実車中は携帯電話の保持や運転席周りに置かない。
13. 運行中における異常や遅延、行程の変更、物損事故などは乗務員個人で判断せず、運行管理者に報告、確認したのち乗務する。
14. 燃料は1運行毎に補給することを基本とする。

輸送の安全に関する施策の確認及び指導

<確認>

1. 運行管理者の役割

- ①チャート紙、デジタコで速度、連続運転時間、休憩時間の徹底確認
- ②アルコールチェッカーの記録の確認
- ③安全ミーティング時に安全指導の実施確認
- ④乗務前の健康状態の確認（血圧、心電計、体温）
- ⑤ドライブレコーダーの確認
- ⑥菅野社会保険労務顧問に監督依頼
- ⑦運行管理と乗務員とのコミュニケーション強化
- ⑧行程の変更、異常、物損事故の際、お客様に確認の上、運行可否を決定する

<指導>

1. 運行管理者の役割

- ①乗務員を外部安全講習会に順次参加させる
- ②事故「交通、車内」の発生した場合は緊急安全ミーティングを開催
- ③事故の当該者と面接を行い事故原因究明及び対策をとる
- ④事故の損害を社長に報告する
- ⑤事故報告書を作成し掲示し事故の抑制をする
- ⑥道路交通法及び社内規
- ⑦早目の行程の確定

<事故防止のための乗務員の実施項目>

原 則	道路交通法を遵守する。 コメントドリードラムを励行する。「声を出して動作を行う」
指差呼称	青信号でもアクセルを緩め左右の安全確認及び歩行者の有無
	横断歩道の手前ではアクセルを緩め歩行者の有無を確認
	信号機のない交差点で、優先道路を走行中であっても手前でアクセルを緩め左右に車両・歩行者の有無を確認
	乗客が着席するのを車内ミラーで確認
	赤信号、一旦停止後、発進するときは車内、左右及び前方の確認
	乗降後、発進するときは車内安全確認、左右及び前方に人の有無を確認
輪留め	運転席を離れて乗車・降車するとき
	駐車するとき
後退	左右のバックミラーで後輪の位置を確認する。
	後方カメラで障害物、人の有無を確認する「見難い場合はバスを降りて目視する。」
乗降時	安全な場所で乗降させる。（横断旗利用）
	交差点周辺・カーブ・急こう配で乗降は避ける。
	駐車場では乗務員は必ず乗降口付近に立ち乗客の安全確保に努める。（踏み台、安全旗、誘導棒）
	バスの車高を下げても年配のお客様には踏み台を設置すること。
	降車後、ふみ台を忘れないよう注意する。
その他	高速道では100キロ、一般道60キロ、専用道75キロ以下で走行しなければならない。
	車間距離は渋滞時でも大型バス1台分
	信号機は交差点歩行者用が青点滅及び赤になつたら止まる。
	新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに沿って車内消毒の実施、マスクの着用、うがい、手洗いを実施すること。
	後退時は必ず、ハザードランプを点灯させる。
	シートベルトのアナウンスの徹底を図る。点検時、下回りを確認する。（錆の状況）
運転席	車庫内、ツーマン交替時、席を引きハンドルを上にあげる 緊急時のため、赤旗、発煙灯、消火器の場所の確認をする。 入庫後、運転席を後ろにさげる。

上記の各号を乗務員は遵守し事故防止に努めなければならない。

令和6年4月1日

代表取締役 池田 一喜

令和6年度安全スローガン

根絶しよう！！ 慣れ・油断 手抜き・省略

月別重点項目

期間 令和6年4月1日より 令和7年3月31日まで

4月	登下校中の児童に注意しよう
5月	車間距離を広くとって事故防止
6月	進路変更 目視で確認、徹底を
7月	夏バテによる過労運転に要注意
8月	踏切手前 一旦停止の徹底を
9月	雨の日はスピード落として安全確認
10月	秋の夕暮れ 早めのライトで事故防止
11月	高齢者 右から横断予測して
12月	夜間走行時ハイビームの癖をつけよう
1月	安全確認、頭を動かし確実に
2月	右左折は横断歩道で左右確認
3月	運転前に経路の危険を把握しよう

「安全が最優先・無理な運行は絶対させない」